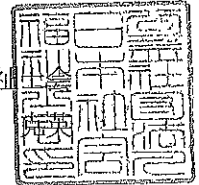


日社福士 2014-552

2015 年 1 月 29 日

厚生労働省老健局高齢者支援課
課長 辺見 聡 様

公益社団法人 日本社会福祉
会長 鎌倉



指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する虐待事案の取り扱いについて（要望）

指定介護老人福祉施設等の特例入所の取り扱いについて、平成 26 年 12 月 12 日付け「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（老高発 1212 第 1 号）」が発出され、特例入所の運用について関係自治体と関係団体が協議し、具体的な指針を作成すべきことと指針作成・公表の留意事項が示されました。

この中で、「特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることの考慮事情として、「③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること」が挙げられていることについて、以下のとおり要望します。

【要望事項】

- 1 通知本文になお書きとして下記事項を追記していただきたい。
 - ・市町村は、養護者による虐待を受けた高齢者を保護するため老人ホーム等への入所が必要であると判断した場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の第 9 条の 2 の規定によるやむを得ない事由による措置を市町村の責任で実施すべきこと
- 2 特例入所と虐待防止法の規定する措置との関係を 3 月開催予定の主管課長会議等で説明していただきたい。

【理由】

- ①「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号）」第 9 条の 2 では、市町村又は市町村長は、第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第 20 条の 3 に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第 10 条の 4 第 1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法 32 条の規定により審判の請求をするものとする、とされています。

②「老人ホームへの入所措置等の指針について（平成18年3月31日付け老発第0331028号厚生労働省老健局長通知）」では、第1 入所措置の目的として、特別養護老人ホームへの入所措置については、やむを得ない事由により、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められるときに限られるものであるが、「やむを得ない事由」としては、

（1）65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する介護福祉施設サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由により介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合

（2）65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合

が想定されるものである、とされています。

③これらの規定により、養護者による高齢者虐待を受け、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を老人ホーム等に一時的に保護する必要があると市町村が判断した場合は、市町村の責任においてやむを得ない事由による措置を迅速に実施すべきであり、老人ホーム等が行う入所判定委員会に委ねるべきではないと考えます。

④虐待対応の過程で措置入所した高齢者が、面会制限の解除や成年後見人等の選任、虐待の終結等により措置から契約入所に変更することが可能となった場合は、通知にある「特例入所」を適用すべきと考えます。

⑤「平成24年度の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」では、分離保護が必要と判断した6,794件中、契約による介護保険サービスの利用が2,600件（34.9%）に対し、やむを得ない事由による措置は924件（13.6%）となっており、行政担当者が保護の方法について苦慮している状況も推察できるところです。このような状況にあつて、通知のように指定介護老人福祉施設等の特例入所の判定に当たっての考慮事情に「③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること」のみを記載することは、行政担当者が措置をしなくとも契約で対応できると解釈するなど現場が混乱し、対応の遅れが生じるおそれがあると考えます。

⑥以上のことから、通知では、特例入所の入所判定対象者の選定の考慮事情に加えて、「家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である」と市町村が判断した場合は、やむを得ない事由による措置入所とすべきことを附記するとともに関係主管課長会議等の機会に周知いただくことを要望いたします。

以上